

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護について	
主管部局・課室	老健局高齢者支援課	
関係部局・課室		
評価実施時期	平成23年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>有料老人ホームに入居する際に支払う前払金について、事業者が受領できる費用を家賃、敷金、介護等の日常生活上必要な便宜の供与の対価に限定するとともに、事業者に対し、入居後一定期間内に契約解除があった場合に受領した前払金を利用者に返還する旨の契約を締結することを義務付けます。また、事業者が当該義務に違反した場合には、都道府県知事が事業者に対して、前述の契約を締結することを命ずることができることとします。さらに、事業者が都道府県知事の命令に違反した場合は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すこととします。</p>	
	(根拠条文)	老人福祉法29条第6項、第8項及び第11項
想定される代替案	<p>有料老人ホームに入居する際に支払う前払金について、事業者が受領できる費用を限定するとともに、事業者に対し、入居後一定期間内に契約解除があった場合に受領した前払金を利用者に返還する旨の契約を締結することを義務付け、事業者が当該義務に違反した場合には、都道府県知事が事業者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができることとします。なお、事業者が都道府県知事の命令に違反した場合にも、罰則を科さないこととします。</p>	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>事業者は、利用者が一定期間内に契約を解除した場合、当該利用者に前払金を返還することが必要となり、これを行う費用が増加します。</p>	<p>事業者は、利用者が一定期間内に契約を解除した場合、利用者に前払金を返還することが必要となり、これを行う費用が増加するものの、これらに応じない場合、罰則が科されることはありません。</p>
(行政費用)	<p>行政費用は発生しないと考えられます。</p>	<p>行政費用は発生しないと考えられます。</p>
(その他の社会的費用)	<p>その他の社会的費用は発生しないと考えられます。</p>	<p>その他の社会的費用は発生しないと考えられます。</p>
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案

(有料老人ホーム入居者への便益)	<p>有料老人ホームの利用者について、入居後一定期間内に契約解除をした場合、事業者に対して支払った前払金が返還されることとなります。</p>	<p>有料老人ホームに入居する際に支払う前払金について、事業者が受領できる費用が限定されるとともに、入居後一定期間内に契約解除があった場合に、受領した前払金が利用者に返還されます。しかし、都道府県知事の改善命令について罰則による担保がないことから、実効性が低下するおそれがあります。</p>
分析結果	<p>本規制の新設により発生する遵守費用等は、利用者から支払われた前払金から捻出されるものです。したがって、本規制の新設により遵守費用等は一定程度発生するものの、有料老人ホームの利用者を保護する観点からは、本規制は適切な手段であると考えられます。</p> <p>都道府県知事からの改善命令に違反した場合に罰則が科されない代替案では、一定期間内に契約を解除した場合の前払金を返還する契約の実効性が低下することから、十分に利用者を保護できないおそれがあります。</p> <p>また、代替案は、都道府県知事の改善命令に応じない場合でも罰則が科されないため、新設する規制案と比較して、事業者に対して命令に従うよう説得する等の業務が増加するため、行政費用は増加すると考えられます。</p> <p>このため、代替案ではなく、新設する規制案を採用することが、利用者保護という政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達しました。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>消費者委員会の建議において、前払金を受領しながら短期解約特例制度を設けていない有料老人ホームの事業者に対し、適切かつ実行性のある指導等を行うことができるよう、法制化等の措置を講ずること求められているところです(有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議、平成22年12月17日、消費者委員会)。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>法案の附則において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。</p>	
備考	<p>—</p>	